

資料提供
滋賀労働局発表 令和5年12月20日

担 当	滋賀労働局労働基準部	
	健康安全課長	堀 貴志
	地方産業安全専門官	小山哲平
	電話：077-522-6650	



冬季の転倒災害に注意しましょう ～ 令和5年度 年末年始無災害運動期間中の災害防止徹底を ～

滋賀労働局（局長 小島 裕）では、令和5年度 年末年始無災害運動の実施期間（令和5年12月1日から令和6年1月15日）に合わせて、冬季に多発している転倒災害への注意を呼びかけています。

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で展開されており、本年度で53回目を迎えます。

令和5年の滋賀県内における休業4日以上死傷災害（新型コロナウイルス感染症関係を除く）は11月末日現在で1,223件と、前年同期比で0.2%減少していますが、この内「転倒」による災害は380件と全体の約26.6%を占めており、さらに、前年同期比で40件（11.8%）増加しています。

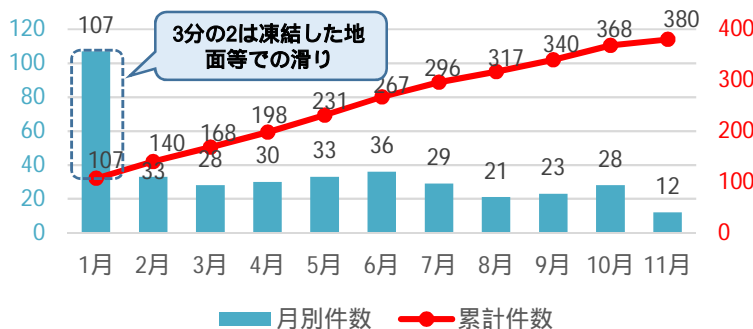
本年1月は下旬の大雪と気温の低下により凍結した地面等で足を滑らせて転倒する災害が多発した結果、11月末日現在で把握されている転倒による死傷災害の約28.2%が集中して発生しており、転倒による死亡労働災害も発生しました。

直近に発表された令和5年12月から令和6年2月の3か月予報では、降雪量は少なくなる見込みとされていますが、**ひとたび降雪が発生すると、屋外における転倒リスクが大幅に上昇します**ので、今後、県内事業者に対して、**年末年始を中心とした降雪が予想される期間中における転倒災害防止対策のさらなる実施**を呼びかけていきます。

ポイント

県内の冬季における転倒労働災害の発生状況（本年）

(1) 月別の転倒労働災害の発生件数（令和5年11月末日現在）



11月末日現在の転倒災害380件の内、107件（約26.6%）が1月に集中して発生しています。

また、1月の転倒災害の約3分の2が凍結した地面等で足を滑らせて転倒した死傷災害となっています。

(2) 冬季の転倒災害の発生状況（令和5年1月）



1月25日の大雪とその前後で氷点下まで下がった気温により地面等が凍結した結果、足を滑らせて転倒した死傷災害が多発しました。

（ここでは、冬季の降雪・低温により凍結した地面等で足を滑らせて転倒したものを「冬季要因転倒」、それ以外を「通常転倒」と呼びます。）